

厚生常任委員会会議録

平成26年4月25日

場 所 第1委員会室

平成26年 4 月 25 日 (金曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

出席委員 (7 人)

委員 長	鳥 飼 謙 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	横 田 照 夫
委 員	黒 木 正 一
委 員	囗 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

病院局

病 院 局 長	渡 邊 亮 一
県立宮崎病院長 兼 病 院 局 医 監	豊 田 清 一
病 院 局 次 長 兼 経 営 管 理 課 長	緒 方 俊
県立宮崎病院事務局長	山之内 稔
県立日南病院長	鬼 塚 敏 男
県立日南病院事務局長	稲 吉 孝 和
県立延岡病院長	柳 邊 安 秀
県立延岡病院事務局長	古 川 壽 彦
病院局県立病院整備課長	松 元 義 春

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
-------------	---------

福祉保健部次長 (福祉担当)	高 原 みゆき
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日 高 良 雄
こども政策局長	橋 本 江里子
部参事兼福祉保健課長	長 友 重 俊
医療薬務課長	長 倉 芳 照
薬務対策室長	肥田木 省 三
国保・援護課長	日 高 裕 次
長寿介護課長	松 田 広 一
障害福祉課長	川 原 光 男
衛生管理課長	竹 内 彦 俊
健康増進課長	瀧 口 俊 一
感染症対策室長	片 平 久 美
こども政策課長	渡 邊 浩 司
こども家庭課長	徳 永 雅 彦

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総務課主任主事	橋 本 季士郎

○鳥飼委員長 それでは、ただいまから厚生常任委員会を開会をいたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程についてですが、今お配りをしてある案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員会の運営方法についてですが、執行部の入れかえ、これ例年お願いしてることなんですけど、委員長会議確認事項のとおり、10分間、休憩を設けるということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 では、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○鳥飼委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が厚生常任委員会委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎市選出の鳥飼謙二でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

今申し上げましたように、この7名で1年間、常任委員会の運営をしていくこととなりました。住民も価値観が多様化すると言われて、少子高齢化が言われてますし、きょうの新聞にも、認知症の家族の方が、鉄道の中で事故に遭って、何百万か賠償請求をされるという高裁の判決が出ておまして、それは子供さんについては今度は免除になったんですけど、配偶者については有責だということで、そういう記事が出まして、非常に複雑に思ったところでございますけども、いろんな意味で少子高齢化が進みますし、認知症の問題も大きな課題になります。そういう中で、医療の充実ということが大変重要な社会になってまいりますので、どうぞさまざまな

点で御尽力をいただければというふうに思っております。簡単でございますけども御挨拶とさせていただきます。

それでは、委員の皆様を紹介いたしますが、座って紹介をいたします。

まず、私の隣が、都城市選出の二見副委員長です。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の星原委員です。

宮崎市選出の横田委員です。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員であります。

児湯郡選出の函師委員であります。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹です。

副書記の橋本主任主事です。

それでは、次に、病院局長の御挨拶、幹部職員の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○渡邊病院局長 おはようございます。病院局長の渡邊でございます。

委員の皆様におかれましては、厚生常任委員会委員に御就任いただき、まことにありがとうございます。

病院事業を取り巻く環境、依然として大変厳しい状況でございますが、委員の皆様のお指導、御支援をいただきながら、県立病院の円滑な運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座って、「病院局の幹部職員」を紹介させていただきます。

「委員会資料」の1ページをごらんいただきたいと思ひます。ページをめくっていただきまして、1ページでございます。上から2番目で

ございます。

県立病院における医療提供体制の充実、医師確保体制の強化等を図るため設置しております病院局医監の豊田清一でございます。

次に、次長の緒方俊でございます。

次に、資料の下の段を見ていただきたいと思いますが、各県立病院の幹部職員であります、県立宮崎病院長は、豊田病院局医監が兼務としております。

それから、県立日南病院長の鬼塚敏男でございます。

それから、県立延岡病院長の柳邊安秀でございます。

次に、右の欄でございますが、県立宮崎病院事務局長の山之内稔でございます。

次に、県立日南病院事務局長の稲吉孝和でございます。

次に、県立延岡病院事務局長の古川壽彦でございます。

恐れ入りますけど、中段、経営管理課に戻っていただきます。経営管理課長は、緒方次長が兼務しております。

今後、県立病院の整備を担当するため、新たに設けた県立病院整備対策監の松元義春でございます。

次に、右側の欄でございますが、経営管理課総括課長補佐の横山浩文でございます。

それから、経営・財務担当課長補佐の米良勝也でございます。

最後に、議会担当の経営管理課人事・管理担当主幹の佐藤雅宏でございます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

「病院局の組織及び経営管理課の業務概要」について、御説明申し上げます。

病院局は、本庁に経営管理課を置きまして、県立宮崎病院、県立日南病院及び県立延岡病院の1課3県立病院で構成されております。

経営管理課は、3県立病院の予算・決算、運営等の全般につきまして所管することとしております。

なお、その下に、経営管理課の業務概要、隣の3ページに各県立病院の概況を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、4ページ以降の「平成26年度県立病院事業会計当初予算の概要」及び「平成26年度重点取組事項」につきましては、次長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

○緒方病院局次長 それでは、私のほうから、「平成26年度県立病院事業会計当初予算」等につきまして、御説明をいたします。

「委員会資料」の4ページをお開きください。まず、1の「基本方針」についてであります。

県内の医療を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や全国的な医師不足などによりまして、大変厳しい状況が続いております。このような中、県立病院が今後とも、全県レベルあるいは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を安定的に提供していくためには、経営の健全化が不可欠となっております。

平成26年度の当初予算は、このような状況をしつかりと認識いたしまして、さらなる収益の確保や費用削減に努めながら、将来の安定した病院経営基盤の確立に資する予算編成を行ったところでございます。

下の表は、各病院の収益的収支の総括表であります。まず、宮崎病院は、平成26年度の病院事業収益が135億5,100万円余、病院事業費用が137億3,800万円余で、1億8,600万円余の赤字となっております。今回、赤字予算となっておりますのは、元富養園の解体に伴う特別損失を3億2,500万円余計上したことなどによるものであります。

次に、延岡病院でございますが、収益が101億8,600万円余、費用が100億4,900万円余で、1億3,700万円余の黒字、日南病院は、収益が59億700万円余、費用が61億7,200万円余で、2億6,500万円余の赤字となっております。

病院事業全体では、収益が296億4,500万円余、費用が299億5,800万円余で、3億1,400万円余の赤字予算となり、前年度と比較いたしまして、3億3,100万円余の収支悪化となっておりますが、先ほど申し上げました元富養園解体に伴う特別損失を除きますと、1,100万円程度の黒字ということになりまして、ほぼ前年度並みの予算となっております。

続きまして、5ページの新規・重点事業でございます。

まず、(1)の必要な医療を提供するための人材確保でございます。

県民の医療の確保という県立病院としての使命を果たしていくための最重要課題の一つであります。医師確保対策でございますが、研修医確保のための事業や病児等保育実施事業等により、勤務環境の充実を図ることといたしております。

まず、①の初期研修医確保事業であります。病院合同説明会への参加や医学生向けバスツアーの開催などに引き続き取り組みますとともに、新たな取り組みといたしまして、研修医募集用のPR映像を作成いたしまして、病院合同説明

会やホームページ等で積極的に活用し、事業を展開をしていきたいと考えております。

次に、②の後期研修医研修資金貸与事業でございます。これは、宮崎大学医学部の講座に在籍する後期臨床研修医に研修資金を貸与いたしまして、研修終了後、日南病院または延岡病院に一定期間勤務した場合、返還免除の措置を講じますことで、医師の確保を図ろうというものでございます。

③の病児等保育実施事業は、医師や看護師など医療スタッフの勤務環境の一層の向上を図るため、院内保育の実施を行うものでございます。

次に、(2)の高度・急性期医療を担う人材育成でございます。

病院現場では、医師を初め、看護師や薬剤師等の医療スタッフが連携して治療に当たります。チーム医療を基本としておりますことから、それぞれの分野で高度な専門資格の取得を促進することによりまして、スタッフのレベルアップを図り、医療の質の一層の向上を図ることといたしております。

まず、①の認定看護師資格取得支援事業でございます。これは、特定の看護分野におきまして、熟練した看護技術と知識を有する認定看護師の資格取得を支援するものでございます。

②のがんプロフェッショナル薬剤師養成事業は、がん医療に専門的に対応するがん薬物療法認定薬剤師の資格取得の促進、③の医療スタッフキャリア開発支援事業は、医師・看護師以外の医療スタッフにつきまして、それぞれの分野での専門資格の取得を支援するものでございます。

次に、(3)の救急・災害医療の充実でございます。

これは、大規模災害時にライフラインの被害

等が発生した場合に備えまして、新規事業として、地下水浄化システムを設置して水源の確保を図りますとともに、太陽光発電設備を設置いたしまして、災害拠点病院としての機能強化を図りますほか、25年度予算で整備いたしましたドクターカーを円滑に運用すること等によりまして、救急医療体制の一層の充実を図るものでございます。

6ページをごらんください。

続きまして、3の収益的収支の概要についてであります。

主な収益及び費用を前年度予算と比較いたしまして掲載しておりますけれども、主な内容を右側の7ページに記載しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、(1)の病院事業収益でございますが、総額296億4,400万円余で、入院・外来収益の増加を見込みまして、前年度と比べて14億円余、前年度比5%の増を見込んでおります。このうち、入院収益は194億7,989万6,000円で、前年度と比べて8,600万円余、0.4%の増を見込んだところであります。

これは、延入院患者数につきまして、昨年度の入院患者の状況等から1,278人、0.4%の増を見込みますとともに、診療単価につきましては、診療報酬改定の影響等を考慮しまして、49円、0.1%の増を見込んだことによるものでございます。

また、外来収益は46億1,579万3,000円で、前年度と比べまして1億700万円余、2.4%の増を見込んでおります。

これは、延外来患者数につきまして、宮崎病院の精神医療センターにおきまして、デイサービスの利用者の増等によりまして、外来患者数が増加している状況等を踏まえまして、5,870人、1.7%の増を見込みますとともに、診療単価

につきましても、先ほど申しましたとおり、診療報酬改定の影響を考慮いたしまして、92円、0.7%の増加を見込んだものでございます。

次に、一般会計繰入金でございますが、32億256万3,000円で、前年度と比べまして、6億4,500万円余の減となっておりますが、これは、高度医療等にかかる経費の削減や支払い利息、共済費用の減等によりまして、減少を見込んでいるところでございます。

次に、長期前受金戻入でございますが、これは、今年度から新会計制度が適用されることに伴いまして、企業債償還金に対する一般会計からの負担金あるいは国庫補助金等につきまして、新たな計上が認められたことにより計上するものでございます。

次に、病院事業費用についてであります。総額で299億5,800万円余で、給与費や経費の増加等によりまして、前年度と比べて17億3,100万円余、6.1%の増を見込んでおります。

まず、給与費でございますが、136億9,396万4,000円で、前年度と比べまして1億8,000万円余、1.3%の増を見込んでおりますが、これは、職員の増加に伴うものでございます。

次に、材料費でございます。73億6,468万8,000円で、前年度と比べまして2,500万円余、0.3%の増としております。これは、後発医薬品の採用率の向上や診療材料調達業務の委託によりまして、費用削減に取り組んでおるところでございますけれども、一方で、入院・外来収益の増を見込みましたことに伴いまして、増加を見込んだものでございます。

次に、経費でございます。43億7,932万7,000円で、前年度と比べまして2億9,000万円余、7.1%の増を見込んでおります。これは、消費税率引き上げに伴う負担増のほか、昨今の光熱水費

の増や高度医療器械の保守点検費用などの委託料の増加等によるものでございます。

次に、支払い利息でございますが、近年、借入時の金利が低下している影響によりまして、前年度と比べまして8,700万円余、12.0%の減を見込んでおります。

最後に、特別損失でございますが、9億390万2,000円を計上しております。これは、先ほど申しました元富養園の解体に伴う除却費用あるいは新会計制度の適用に伴う賞与引当金等を計上したものでございます。

8ページをお開きください。

次に、4の資本的収支の概要でございます。

これは、医療器械の更新や建物の改良工事など、支出の効果が長期にわたって及ぶものにつきまして収支を示したものでございますけれども、中段以下にその内容を記載しておりますので、そちらのほうでこれも御説明をさせていただきます。

まず、(1)の資本的収入は36億2,300万円余で、企業債発行額の減少によりまして、前年度と比べて16億2,200万円余、30.9%の減となっております。

このうち企業債は12億5,100万円余で、後ほど御説明をいたします建設改良費の減少によりまして、24億4,600万円余の減少となっております。

一般会計繰入金は、23億7,204万7,000円で8億2,300万円余の増となっております。これは、地域経済活性化・雇用創出臨時基金等の受け入れなどによるものでございます。

次に、(2)資本的支出でございますが、52億7,900万円余で、医療器械購入費の減少等によりまして、前年度と比べて17億9,800万円余、25.4%の減となっております。

これは、建設改良費のうち、下のほうに資産

購入費がございまして、電子カルテシステム整備事業の終了とか、地域医療再生基金を活用いたしました大型医療器械の購入などが減少したことによりまして、大きく減少したことによるものでございます。

次の企業債償還金は25億8,879万1,000円で、近年の企業債借り入れの増加に伴いまして、前年度と比べ、2億4,900万円余の増を見込んだところでございます。

なお、先ほどの総括表の下、中段ぐらいでございますけれども、星印で記載しておりますが、資本的収支の収支不足額16億5,595万7,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填をすることとしております。

当初予算の概要は以上でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

平成26年度の重点取り組み事項でございます。

まず、1の新しい経営計画の策定及び経営形態の検討についてでございます。

(1)のこれまでの経緯に示しておりますけれども、これまで県立病院の経営に当たりましては、平成18年度の地方公営企業法の全部適用以降、昨年度までの2期8年にわたりまして、中期経営計画に基づき、経営改革に取り組んできたところでございます。

この間、一般会計繰入金金の削減をしながら収支の改善を図るなどをしまして、一定の成果を上げてきたところでございますけれども、急速な少子高齢化や全国的な医師不足などによりまして、依然として厳しい状況は変わっていないと思っております。

(2)の今年度の取り組みについてでございますが、現在、国におきまして、社会保障制度の大幅な見直しが検討されておりました。地域医療に関しましては、地域のニーズに合った医

療提供体制の整備に向けた地域医療ビジョンの策定指針とか、公立病院改革のためのガイドラインなどが今年度示される予定となっております。

現在の国の検討状況を見ますと、今回の医療制度改革とか公立病院改革は、今後の地域における医療のあり方とか方向性を示すものになると思われまことから、局といたしましては、これらの改革の行方を十分に踏まえ、県立病院のあるべき姿や方向性、あるいは、ふさわしい経営形態について検討を行っていく必要があると考えておりました、今年度中に新しい経営計画を策定することとしたいと考えているところでございます。

最後に、2の県立宮崎病院の再整備についてであります。

(1)のこれまでの経緯等につきまして、県立宮崎病院につきましては、救急・防災機能の向上とか施設の老朽化・狭隘化対策の観点から、再整備のあり方につきまして検討を行い、別冊資料にその報告が出ておりますけれども、ことしの1月に厚生常任委員会に県立宮崎病院整備の方向についてということで報告させていただいたところでございます。

詳細は、後ほどごらんいただきたいと存じますが、これまでの検討の結果、急性期病棟や外来部門の病院の根幹をなします部門の改築は必要と判断いたしまして、病院施設を全面改築する案と一部の既存病棟を活用する大規模改築案の2つの案をベースにさらに検討を行うこととしたところであります。

(2)の今年度の取り組みにつきましては、現在、両案の比較検討や整備する医療機能などにつきまして検討を行っているところであります、今後、さらに検討を加えまして、今年度

中をめどに基本構想をまとめたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○鳥飼委員長 ありがとうございます。以上で病院局の説明が終わりました。御質問ある方はお願いいたします。

○図師委員 説明を聞き漏らしてたら申しわけないんですが、資料5ページの必要な医療を提供するための人材確保の③病児等保育実施事業なんですけれども、これは何施設が事業展開されているか、教えてください。

○緒方病院局次長 病児等保育施設は、宮崎病院と延岡病院に2カ所に設置をいたしております。

○図師委員 これはあくまでも県立病院のという事業内容なんです、民間が取り組む内容について、何か病院局としてお手伝いする内容はありますか。

○緒方病院局次長 私がまだ医療薬務課時代に、延岡のほうの病後児保育を検討するに当たって、民間でやっぱり受け入れがないとか、そういうことで調整をしながらやったんですけれども、やはり、なかなか民間では難しいということもありまして、県立病院内に設置したということがあります。

現在は、そういう意味では、県立病院の看護師、医師の方々の病後児保育のための施設という形での運営をさせていただいているところでございます。

○図師委員 理解できました。また、3病院、この8年かけての経営改革、内容についてはもう理解しているつもりですけれども、ちょっと細かなところなんです、宮崎病院の精神医療について、別冊の資料を見させていただいたんですけれども、いろいろお聞きしたいんですが、

とりあえず1点だけ、精神医療センターの思春期の対象者といいますか、思春期の病棟の稼働率が非常にやっぱ低いという状況がありますが、これの現状をどう認識されているのか、またその民間との連携をどう改善されていこうとされているのかをちょっと教えてください。

○緒方病院局次長 私も先日、精神医療センターのほうに現場を見学に行きまして、私が行ったときには、2名の方が入院をされていた状況でございます。やはり稼働率が低いということではございますが、発達障がいの方が多いというお話を聞きましたけれど、民間のほうでの受け入れとか、最終とりでとしての精神医療センターとっておりますので、一概に稼働率が低いから必要ないということにはならないというふうに認識しておりまして、今後の宮崎病院改築もありますので、その中でこの精神医療部門は県全体の中でどう位置づけていくべきなのかというのは、再度十分検討していきたいというふうに思っております。

○函師委員 最後にしますが、この思春期という、いわば若年層の精神科、救急も含めた内容というのは、すごく今、若草病院を含めて民間が努力していただいているというのは聞いております。ただ、その中で精神医療センターとの連携が思うようにとれてないという話も聞きますので、それが円滑につながっていくように、私もまた現場から話を聞きながらおつなぎしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○中野委員 この新しい経営計画の策定が26年度中にスタートするということでしたね。策定するということでしたが、これはスタート年度は何年度からで、中期、長期、何カ年ぐらいの計画になるんですか。

○緒方病院局次長 今年度中に策定をいたしまして、27年度からの5カ年計画で計画をつくっていければというふうに思っているところでございます。

○中野委員 ちょっとこの26年度中の計画というのは、全くなかったわけですかね。

○緒方病院局次長 経営計画につきましては、25年度で一度、第2期経営計画が終了いたします。26年度につきましては、この第2期の中期経営計画の基本的な方向、方針を踏襲いたしまして1年間をやっていきたいと思いますが、経営計画は法的に策定が義務づけられたものではないんですけれども、やっぱりそういうような方針というのはあったほうが良いということで、2期の中期経営計画の方針を踏襲したいと思っております。

なぜ1年間延ばしたかと言いますと、やはり、今の国の医療制度改革、役割、県立病院とか民間の病院、他の公立病院との役割分担をどうすればいいのか。県立病院はやはり急性期を担い、ほかのところは在宅に返していくという方向が出ておりますけれども、そう簡単ではありませんけれども、その役割分担をことしきちっと1年、各病院のそれぞれのポジションがありますので、そこの中で検討しながら、よりよい計画にしたいということで、1年間、27年度からの計画にしたいということにしたものでございます。

○中野委員 前、議発で、基本的な計画の議決等に関する条例というのをつくりましたよね。

(「はい」と呼ぶ者あり) これにはこの計画は該当しないんですか。

○緒方病院局次長 病院の経営計画ということなんで、議会の議決の中には、今のところ、この計画は入っておりません。

○中野委員 5カ年だから短いとは思いますが、なぜ、もうちょっと長期にして、やっぱり議会等のチェックの中でという考え方はなかったんでしょうかね。

○渡邊病院局長 病院事業については、診療報酬の改定とか、ことし抜本的な改正があったんです。もう今後、その経営が非常に急性期に特化したものについて診療報酬を厚くするとか、公立病院に対するいわゆる医療報酬、医療行政に対する診療報酬、手当というのが、非常に今変革期にあります。

それから、国も先ほど次長が説明しましたように、ガイドラインとかいろんなことをつくろうとしています。そういう中で、我々は新しい計画をつくろうと、26年、27年スタートのをやろうとしてるんですが、今おっしゃったように、病院というのはもう刻々変わっていくもんですから、やっぱり僕は、基本的には5年ぐらいのスパン、今までの計画は3年スパンでつくってたんです。3年というのは余りにも短いだろうということで、5年ぐらいの中期の計画がやっぱり一番ベストだろうと。経営形態の話もありますし、病院事業というのは非常に動きが激しいところもありますので、我々としては、5年間でちゃんとやっていきたいというふうに考えております。

○中野委員 わかりましたが、平成18年からのこの8年間の計画ですね、1期・2期やったと思うんですが、これのスタートの段階では、非常にこの繰り越しを含めて赤字が大きいから、これを段階的に赤字額を減らしていこう、そしてまた、一般会計からの持ち出しを少なくしていこうということでされて、かなり努力をされたと思うんですよね。その努力とか結果は可とするところですが、あのときの目標が、将来の

病院のあり方というものを、3案ぐらい示されたと思うんですよね。現状まで行くのかとか、あるいは民営まで含めて、3案ぐらいあった、その選択をどうするかということの総括的なことはあったんですかね、どんな方向にするということは、まとめたことは。

○渡邊病院局長 先ほど次長のほうで説明しましたが、「委員会資料」の9ページをごらんいただきたいと思います。

この新しい経営計画の策定及び経営形態の検討というのがありますけど、この中に(2)の中に下のほうに書いておりますけど、そういう経営計画もつくり、さらには、ふさわしい経営形態について検討を行い、26年度中に新しい計画を策定するというところで、この経営計画の中にこの経営形態についても、今後のあるべき経営形態についても盛り込みたいというふうに考えております。

○中野委員 ということは、過去2期8年のこの経営改革ですよね、そのことの総括的なもの、それでこれからどうするかということは、本年度中にこのふさわしい経営形態をどうするか選択することは、本年度中に決定されるということですかね。

○渡邊病院局長 まさにそのとおりでございます。ちょうど私は8年前に病院課長でございまして、今の経営形態をこういう形で作業をやらされていたわけなんです。それから、やっぱりこの今の地方公営企業法の全部適用を一回総括しなきゃいけない。そのあたりは25年度までの一つの決算状況とか収支・収益状況とか、いろんなことを総合的に見ながら一回総括、その総括の時期が、私は26年度だと思ってます。そして、その総括を踏まえた上で今後経営形態をどうするのか、継続するのか、あるいは別の経

営形態を選ぶのか、そのあたりをはっきりさせたいと、そういうふうに思っております。

○中野委員 非常にこれは重要な時期の委員に選ばれたようでありますが、非常に大切なことですので、そのことは、我々はもちろんでありますが、県民にもわかりやすく、途中途中を開示していきながら、決めて判断していただきたいと思いますよね。よろしく願いしときたいと思います。

○鳥飼委員長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。ないですか。

○二見副委員長 今のお話を聞いてちょっと思ったんですけど、今度の県立病院、宮崎病院の建設改修についての話と今の話というのは、非常につながりが大きいのかなと思うんですが、どちらもこの26年度での恐らく今年度が非常に大きい結論を出す時期だと思うんですけども、今の話の順番からすると、まず基本計画の経営計画のほうが先で、県立病院の改修等についてはまたその後になるかと思うんですが、どのようなスパンで考えてらっしゃるんですかね。

○緒方病院局次長 基本的には同時並行的な形でやっていきたいと思いますが、やはり一番大きなのは基本計画でございますので、その中が中心となって、今後の県立宮崎病院のあり方はどうあるべきか、全県1区の県立宮崎病院のあり方はどうあるべきなのかというのを決めまして、その中で、そのための整備はどうあるべきなのかという基本構想、それに経営形態も含まれてくると思いますので、基本的には、ここ1年で同時並行的ではございますけれども、議論、検討していきたいというふうに思っております。

○二見副委員長 しかし、今回建設改修するということを定めるのであれば、いわゆる設備投

資なりの費用をどうしていくのかとか、そういったものを同時並行に決めていくべきものなんではないでしょうか、それっていうのは。

○渡邊病院局長 基本的には、この経営計画の中に、宮崎の再整備についても盛り込まなきゃいけないんです。したがって、収支計画、いろんな今後の収支見込みとかそういうのも全体的に出てくると思いますし、我々としては、基本構想を26年度をめどにつくるということになってますが、当然、この経営計画の中にそういう考えを盛り込んでいかないといけない。そういうふうに思っておりますので、同時並行というよりも、全体の中で、経営計画は、先ほど言いましたが、経営形態も関連しますし、経営形態も盛り込まなきゃいけない、宮崎病院の再整備についても盛り込まなきゃいけない、そういうふうに理解しておりますので、そこはもう一体的にやりますので。それ一体的にやらないと、また、この宮崎病院の診療機能を今後どうするかというのが、再整備が別方向におつたら、全然これは全く意味がなさないわけでございますので、そういう形で作業をやっていきます、そういう意味でございます。

○鳥飼委員長 いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 ないようですので、冒頭、私が御挨拶をいたしましたんですが、特に3県病院の院長先生方も大変お忙しい中おいでをいただいております。感謝を申し上げたいというふうに思います。現場を預かっておられますので、大変な現場の問題とか課題とか抱えて毎日毎日が大変だと思いますけども、よろしく願い申し上げます。

ここで何かこれだけ言っておきたいというよ

うなことがありましたら、委員会の折々にまた発言をしていただければと思います。

それでは、以上をもって病院局を終わります。

(発言する者あり) その他。いいですよ、その他。

○中野委員 その他で発言ということでさせていただきましたが、当初、予算の概要説明の中で、県内医療を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いておると。県立病院は経営の健全化が不可欠であるということで、ここで県内の医療を取り巻く環境が厳しいということを把握されておられるようでありますので、できたら、先ほど質問したこの新しい経営計画策定、これの参考にもなると思いますので、この県内の公立病院の経営状況、これを何かの機会にお示ししていただきたいと思うんですよね。また、その中には、この新規重点事項の最初に人材確保ということも書いてありますから、これはもう医師の確保のことが大事だと思うものですから、それぞれの病院の医師がどんなふうに確保ないし不足してるのか、そのことの状況も含めて、資料を我々にお示し願って、それで説明していただけたらなと、こう思うんですよね。

県立病院のほうも、整備対策監を設けられて、さっき矛盾するんじゃないかという、そういう嫌いも私も受けたんですが、整備の方向で対策監まで設けられて、持続していこうということだろうと思います。しかし、県立病院は我々の所管ですけれども、県下の公立病院のあり方も承知しながら、やはりこのことは真剣に取り組んでいかないと、本年度中に策定されるわけですから。そしてまた、議会の議決事項には入ってないようですから、これは我々に責任があると思います。

漏れ聞けば、宮崎市の他の病院は指定管理者

制度に移管するか、何かそれを導入するような話も聞いております。そういうこと等の動きも承知しながら、この県立病院のあり方をやはり把握していかなきゃな。それで、さしずめ、県下にある公立病院の経営状況を、できたら国立病院とか公的な病院の把握をこの場で報告願うといいがなと思います。

○鳥飼委員長 中野委員、ここ病院局から出してもらって、福祉保健部が管轄してるから、ここを出してもらってもいいんだけど……。

○中野委員 ここでしてもらわんと、この経営のここを判断するための資料に必要なと思うんですよね。あり方を、計画を26年度本年度中にこの中期計画をまとめられるわけですから。それで、今までの過去8年間の計画の総括もされて、非常に極めて重要な、今後の県立病院をどうすればいいかという重要な時期だったなと、そう思ったんですよね。

それで、県下の病院の動き等も含めながら、それと判断するのに、我々がなかなか、我々がこれを決定することができるかどうかわかりませんが、判断する、あるいは理解する上からも、調査して資料が欲しいなと、こう思うんです。しょっぱなに厳しい状況が続いておりますということで、把握されているようなことが最初の文言にも書いてあるから、把握されているものだというふうに思っておりますので、そのようをお願いしたいと思うんです。

○渡邊病院局長 今、中野委員がおっしゃった、いろんな経営形態を議論する上で、そういうほかの県内の公立病院の実態とか、そういうのは当然我々としても勉強しなきゃいけないと思っております。ただ、この県内の公立病院を全体的に総括するのは医療行政、福祉保健部のほうで全体をやりますので、こちらのほうの意見も聞

きながら、どういう資料の出し方をするのか。病院局が各公立病院に資料要求しても出ませんので、これはもう完全に病院違いますので。問題は、ただ、県の医療行政として、当然そういうものは実態として把握してる、あるいは把握すべきかもしれませんので、そのあたりを福祉保健部とちょっといろいろ協議しながら、どういう出し方ができるのかをちょっと検討させていただきたいと思います。

○鳥飼委員長 今の問題は、本来は福祉保健部でということですから、詳しい分析というのは病院局ではできない部分というのもある程度あるかもしれませんが、それにしても、病院局として分析をして、こういうふうな判断をしてるという点について、報告ができるということについて検討していただくと、そういうことではないですか。よろしいですね。

以上で、病院局を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時49分再開

○鳥飼委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が厚生常任委員会の委員となったところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎市選出の鳥飼でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

福祉行政、大変幅広くて、業務もどんどん変わっていくということで、それを遂行していくことについて大変な御苦労があるだろうというふうに思っております。

きょうの新聞にも出ておりましたけども、認

知症の方の鉄道事故に関して、裁判所、高裁ですが、配偶者と子供から、配偶者のみだけの罪が問われるというようなこともございまして、大変そういう認知症の方を持たれた御家庭にとりましては、大変な御苦労が出てきてるなというふうに思っております。

まして、そういう意味では、少子高齢化の時代を迎えまして、たくさんの課題がございます。ぜひ、県民の福祉の向上ということで御尽力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座りまして、委員を御紹介いたします。

私の隣が、都城市選出の二見副委員長でございます。

向かって左側ですが、都城市選出の星原委員です。

宮崎市選出の横田委員です。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、えびの市選出の中野委員でございます。

続きまして、児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の鬼川主幹です。

副書記の橋本主任主事でございます。

次に、福祉保健部長の御挨拶、幹部職員の紹介、所管業務の概要説明をお願いいたします。

○佐藤福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部長の佐藤健司でございます。委員の皆様にはこのたび、厚生常任委員会委員に御就任をいただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のとおり福祉保健部は、地域医療体制の充実あるいは高齢者や障がい者あるいは児童

福祉の増進、あるいは県民の健康づくり、あるいは食の安全・安心の確保という、本当に県民の皆様の暮らしに直結した業務を担っております。大変重要な役割を担わせていただいていると考えております。

県民の皆様の県民目線に立った施策を推進することはもちろんでございますが、複雑多様化する県民ニーズにどう対応するかということにも知恵を絞っていく必要があるというふうに考えております。

また、国・地方を通じて大変財政状況が厳しゅうございます。県民の皆さんと連携・協働を図りながら、さまざまな課題に誠心誠意対応し、県民の皆様の幸せづくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

座って説明をさせていただきます。

それでは、初めに、福祉保健部の幹部職員を紹介させていただきます。

お手元の「厚生常任委員会資料」の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、福祉担当次長の高原みゆきでございます。

保健・医療担当次長の日高良雄でございます。

こども政策局長の橋本江里子でございます。

部参事兼福祉保健課長の長友重俊でございます。

医療薬務課長の長倉芳照でございます。

薬務対策室長の肥田木省三でございます。

国保・援護課長の日高裕次でございます。

長寿介護課長の松田広一でございます。

障害福祉課長の川原光男でございます。

衛生管理課長の竹内彦俊でございます。

健康増進課長の瀧口俊一でございます。

感染症対策室長の片平久美でございます。

こども政策局こども政策課長の渡邊浩司でござ

います。

同じく、こども家庭課長の徳永雅彦でございます。

最後に、議会を担当いたします福祉保健課企画調整担当主幹の小牧直裕でございます。

名簿には、課長補佐以上を記載しておりますが、紹介は省略させていただきます。

以上であります。よろしく願いをいたします。

次に、資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

福祉保健部の組織及び業務概要について御説明いたします。

まず、(1)組織であります。平成26年度は、一番上の米印に記載しておりますとおり、本庁が1局9課2室、出先機関が31所屬となっております。

次に、今年度の部の組織改正の概要についてであります。

3ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、本庁関係ですが、子ども・子育て支援事業支援計画の策定など、新たな「子ども・子育て支援制度」への移行に伴う企画業務を着実に推進するため、こども政策課に「こども企画担当」を新設いたしました。

次に、出先機関であります。児童虐待への対応強化等を図るため、南部及び北部福祉こどもセンターの副所長を2人体制にいたしました。

4ページをお開きください。

本庁各課及び出先機関の業務概要についてありますが、20ページにかけまして、各課ごとに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

資料飛びまして、次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

今年度の福祉保健部の予算の概要について、御説明を申し上げます。

まず、(1)平成26年度福祉保健部の予算についてであります。上のほうの表の下の欄に記載のとおり、福祉保健部の予算額は、一般会計で994億9,266万3,000円で、平成25年度の当初予算額と比較して14億6,433万1,000円、1.5%の増となっております。

各課別の予算につきましては、下のほうの表、2の福祉保健部・課別予算額のとおりでございます。

また、表の下から2番目の特別会計の母子寡婦福祉資金特別会計につきましては、当初予算額3億8,487万円で、対前年度比4,844万2,000円、14.4%の増となっております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせました福祉保健部の予算の合計額は、一番下の欄ですが、998億7,753万3,000円で、平成25年度当初予算額と比較して、15億1,277万3,000円、1.5%の増となっております。

次に、22ページをお開きください。

(2)の未来みやざき創造プラン(アクションプラン)関連の主な事業についてでございます。

ごらんの表は、県の総合計画でございます。未来みやざき創造プランのうち、平成23年度から平成26年度までの4年間で取り組みますアクションプランの10の重点施策の中から、関係いたします6つの重点施策における福祉保健部の主な事業を掲載しているものでございます。

本日は、この中から、主な新規・改善事業等を御説明いたします。

まず、危機事象への対応と再生・復興プログラムが一番下、新規事業の災害派遣精神医療チーム(DPAT)体制整備事業につきましては、

災害時に精神科医療や精神保健活動の支援を専門的に行う災害派遣精神医療チームを整備するものであります。

次に、脱少子化・若者活躍プログラムの中ほど、新規事業の子ども・子育て支援事業支援計画策定事業につきましては、平成27年度に予定されております子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供及び地域の子育て支援の充実を図るため、地域の実情に即した子育て支援施策等について計画を策定するものでございます。

次に、健康長寿社会づくりプログラムの上から3つ目、改善事業の障がい児者歯科専門医育成事業につきましては、県内唯一の障がい児者専門歯科診療所でございます宮崎歯科福祉センターの歯科麻酔医等の専門医の育成を図るものでございます。

次に、同じページの下から3つ目の欄、改善事業の元気なみやざきを支えるシニアパワー創出事業につきましては、高齢者の積極的な社会参加に関する情報発信等を行うことなどにより、高齢者が社会を支える側として活躍する機運を醸成し、元気なみやざきづくりを促進するものでございます。

次に、23ページをごらんください。

地域医療の再生では、この欄の中ほどの県西部救急・周産期医療拠点病院整備事業につきましては、都城北諸県医療圏の都城市郡医師会病院、国立病院機構都城病院における救急医療機能を強化することによりまして、県西部の救急医療体制の充実・強化を図るものでございます。

次に、持続可能な地域づくりプログラムの新規事業 動物愛護センター共同設置事業につきましては、人と動物が真に共生する地域社会の実現を目指し、動物に関する飼育方法等の普及

啓発を行う施設を宮崎市と共同設置するもの
でございます。

最後に、安心して充実した「くらし」構築プログラムの上から4つ目、新規事業のひきこもり対策推進事業につきましては、ひきこもり地域支援センター等を設置し、関係機関とのネットワーク構築により、相談や訪問支援等のひきこもり対策を推進するものがございます。

ただいま御説明いたしました事業を含め、その他の主な新規・重点事業につきましては、24ページから54ページにかけまして掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○鳥飼委員長 ありがとうございます。以上
で、執行部の説明が終わりました。質疑等をお
願ひいたします。

○図師委員 資料の21ページ、予算の概要につ
いては、当初予算審議のところでも説明はあつ
たと思うんですが、改めての委員ということで、
教えていただきたいんですけども、こども家
庭課の前年度比22%減ということですが、これ
は特別会計との絡みもあるのか、そのあたりを
ちょっと教えてください。

○徳永こども家庭課長 お答えいたします。

前年比で22%の減となっておりますけれども、
この主なものは、児童扶養手当をこども政策課
に事務移管したことに伴いまして、約12億円の
減となっております。そのほか、消費税等のは
ね返りで措置費単価等がふえておりますので、
これで約2億円の増と、差し引きで約10億円の
減ということになっておりまして、それが22%
の減ということになっております。

以上です。

○図師委員 理解しました。じゃ、もう一つ。
今度は3ページに戻りまして、こども企画担当
というのを新設されておるんですが、どのよう
な人員配置になるのか。また、どういう企画の
ビジョンを持たれているのか、大まかなものを
教えてください。

○渡邊こども政策課長 3ページにございま
すとおり、この4月にこども政策課にこども企画
担当というものが新設されたところでございま
す。

人員体制といたしましては、特にプラス・マ
イナスはございません。昨年も14名体制、こと
しも14名体制ということでございますけれども、
その中で内部の中で人員を捻出したしまして、
こども企画担当に4名を張りつけたところで
ございます。その上で、ここに上のほうに書いて
ございますとおり、来年度から、子ども・子育て
で支援、新たな子供関係の制度がスタートいた
しますので、それに対する計画をつくると。

計画の内容といたしましては、基本的に、市
町村のほうが住民のニーズを把握いたしまして、
その中でどういったものが今後5年間で必要に
なってくると、そういったものを需要と供給の
関係でつくっていただいて、そういったものが
大きなものとなるわけでございます。

今回つくる計画と申しますのは、そういった
ふうな新しい制度の需給関係にプラスいたしま
して、従来、次世代育成の計画が長期計画の部
門計画の中にごございましたけれども、そうい
った計画も包み込んだ大きな計画として策定を
いたしたいと。その体制整備のために、今回こ
ども企画担当を新設いたしたというところで
ございます。

○図師委員 最後にしますが、今の説明でよく
わかるんですけども、ぜひ、このこども企画担

当の責務として、市町村の計画ももちろんベースになるということなんですが、よくあるこういう支援計画の中身が、結局、市町村の計画の内容なり数値を積み上げて県がまとめるだけになるっていうことは避けていただきまして、説明の中では長期計画の内容も織り込みながらということですので、ぜひ県がその主導権を持って市町村のほうにどんどん事業をおろしていく、もしくは、市町村の計画以外のところでの主導権というのを県が持っていくような企画担当になっていただきたいという希望を込めます。

○渡邊こども政策課長 今委員御指摘のございましたとおり、単なる市町村の計画の積み上げになりませんよう、私どものほうで、いわゆる査定といいますか、きちっとしたチェックをかけてまいりたいと思います。あわせて、それぞれ26市町村単独ではなくて、やはり西臼杵地区ですとか南那珂地域とか、それぞれの地域の中での調整ということも必要になってくると思いますので、そういったことは県が広域的な目線で調整を市町村と御協議しながら固めてまいりたいというふうに思っております。

○中野委員 関連ですが、その子ども・子育て支援事業支援計画、これは5カ年計画になるんですか。

○渡邊こども政策課長 5年の計画でございます。

○中野委員 今までの計画も5年だったんですかね。今度名称が変わったと思うんですけど。

○渡邊こども政策課長 これまでは次世代育成の計画ということで、これは県の総合長期計画がございますけれども、その部門計画的な位置づけで4年間という計画でございました。そういう中で今回は、新しい子ども・子育ての計画ということで、これは5年の計画ということに

なるものでございます。申しわけございません。次世代育成の計画、平成22年度から26年度までの5年間の計画でございました。今回新たに作り直す計画につきましても、5年間の計画ということでございます。失礼いたしました。

○中野委員 5年だけれども、議会の議決の対象にはなるんですかね。

○渡邊こども政策課長 そのとおりでございます。

○星原委員 同じく3ページのこの出先機関に副所長を2人ずつ、南部と北部ということなんですが、この現行と改正後の中身のこの表の各担当を見ると、全部一緒なんですよね。その説明の中では、児童虐待への対応強化等のために副所長を2人ということなんですが、この児童虐待対応強化だったら、担当がそこにかえって逆に入って行って、専門的な形の人が児童虐待の担当者におったほうが、より効果があるんじゃないかなという気がするんですが、この児童虐待の各担当者はどの担当が行うことになってるんですか。

○徳永こども家庭課長 児童虐待の対応につきましては、相談支援担当1、2というのがございますけれども、こちらが専属的に対応するというようになっております。

今回の副所長を置いたということは、実は、福祉こどもセンターというところは、児童相談所と二枚看板になっておりまして、今までおられた副所長さんは総務部門も生活保護部門も全て見ていたということで、今虐待が非常にふえておりまして、最終的な決断をするのが児童相談所の所長ということになりますので、その副所長さんを児童相談所の所長に充てるような形で、仕事を分離するような形で、総務部門と児童相談所部門を強化するという意味合いで副所

長を置くと。児童相談業務に専念するトップを置いたというような形になっております。

○星原委員 そんなに副所長の児童相談の判断をするのに、児童虐待の数が急激にここんとこふえてるんですかね。いいですか、今相談支援の1と2の方ということでしたが、これは全体的な配置の人員は、この副所長というのが1人増になってきてふえてきた体制強化になってるんですか。

○徳永こども家庭課長 これにつきまして、副所長につきましては1増という形になっております。

それと、体制の整備でございますけれども、現在、児童虐待を専属的に取り扱う相談支援担当につきましては、全体で27名を今指定しております。これは年々人員をふやしております。12年当初と比べると、かなりの数ふやしております。倍ぐらいの数になってると思います。その上でも、最終的にその措置の決定をする際に、やはり、児童相談所長というのが常に機動するような形にしておりませんと、なかなか動かないということがございまして、今回増員したということでございます。特に夜間の通告とか、しょっちゅう24時間体制で対応しないといけないということで、通常業務の総括の副所長とは分離した形で設置しないとなかなか回らないということで、このような形になっております。

○長友福祉保健課長 補足して御説明申し上げますと、人事等の業務を副所長がしてたんですけど、それを総括のほうへ移すと。総括の次長につきましては、総務課長と兼務をかけるというような形で、人数的にはふえてないという形で整理してるところでございます。ポスト的にはふえたという御説明と御理解していただけれ

ばと思います。申しわけありません。

○中野委員 この組織図のところで2ページですが、こども政策局のこの最後の枠組みの中の4番目、児童自立支援施設県立みやざき学園、これは都城にあるあの施設ですが、これは、今度、教育委員会の何か管轄になって名称が変わった、あそこは関係ないんですか。

○徳永こども家庭課長 都城にありますみやざき学園は、こども家庭課所管の施設でございます。児童自立支援施設ということになっておりますけれども、今まで公教育が導入されていなかったということがございまして、都城市の教育委員会と協議の末に、ことしから、都城市立の白雲小学校並びに白雲中学校を施設内学校として設置したというところであります。

○橋本こども政策局長 少し補足させていただきますと、みやざき学園につきましては、平成25年度までは、公教育に準ずる教育ということで、施設内に教室部分棟がございまして、そこで教員の皆さんが公教育に準ずる教育、教科だけをやっていたというところでございます。これを正式な学校として、平成26年度から、新たに白雲小学校・中学校として設立をしていただいたということでございます。

○中野委員 そうしますと、このこども家庭課の中の一つの組織の中に、まだ県立みやざき学園としてありますが、この状態は変わらんまままで公共教育を受けさせるということで、白雲小・中学校という名称になったということですかね。それで、教育委員会との絡みとか職員の管轄のあり方ですよ、その辺はどんなふうになるわけですかね。

○橋本こども政策局長 まず、施設全体のイメージから申し上げますと、これまで、みやざき学園という一つの施設がございまして、この中に学

園の中に教室の部分、教室棟というのがあって、そこでお子さん方が教育に準ずる教育を受けていたということでございます。今年度からは、この教室棟のところを学校として位置づけまして、ですから、1つの施設の中にみやざき学園という自立支援施設の部分と白雲小学校、中学校というこの学校の部分、2つあるということでございます。

学校の部分につきましては、小学校、中学校でございますので、これは都城市さんのほうの管轄ということになります。学園の部分につきましては、これまでどおり、県のほうで管轄ということになっております。

以上でございます。

○中野委員 何かわかったような、わからないような気がします。今までのこの県立みやざき学園としての例えば職員数、それが減ったとかふえたとか、そういうことじゃないわけですね。

○橋本こども政策局長 これまでは公教育に準ずる教育の部分につきましては、いわゆる先生方につきましても、みやざき学園の職員として配置をされていたところでございますが、その部分が学校ということになりましたので、切り離して、独立して学校の教員という形で分かれていただいたということで、みやざき学園の職員は、その先生方の部分は少なくなったということで御理解いただければと思います。純然たる施設の職員だけが残ると、それから先生方は学校の職員として、組織が分かれたということでございます。

それから、教職員の総数につきましては、正式な公教育ということでございますので、これまでよりも少し人数がふえておりまして、正式にいろいろな科目を教えていただけるようなそ

のような体制に充実がされたということでございます。校長先生を初め、そういった形での配置が行われたということでございます。

○中野委員 簡単に言えば、今までの職員数、もちろん子供への教育指導もされておったと思うんですが、合わせればふえたんですか、減ったんですか。

○橋本こども政策局長 人数はかなりふえております。

○中野委員 ついでに、児童ですから児童数、児童数は何名、今おられるんですか。

○徳永こども家庭課長 現在、6名の入所児童がおります。先ほどの職員の数についてでございますけれども、学園時代は公教育を担当する、これは県教委から出向という形で5名の先生に来ていただいておりますけれども、それを分離する形になったんですが、それを合わせて、従前は16名の職員でやっておりました。学園職員として、それが4月1日からは15名で、夜勤体制等もありますので15名の職員と、それと学校は校長を入れて11名ということで、かなり大幅な増員にはなっております。

○鳥飼委員長 副委員長、ちょっと補足で質問したいんですが。

子供さん方の学籍ですよ。例えば、宮崎市のA中学校の子供が自立支援施設に行ったときは、学籍は残ったままとなつてくるんですけども、今後どういうふうになるんですか。

○徳永こども家庭課長 学籍は、これは正式な学校教育法に基づく学校ですので、一旦、みやざき学園に入所した児童は全て学籍を移すと。卒業するときには、原籍校に返して卒業すると。将来的、子供がどこの学校を卒業したとか、そういったことも影響してまいりますので、そこら辺の配慮をして、原籍校卒業という扱いにす

るということになっております。

○鳥飼委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

○二見副委員長 最初の子ども・子育て支援事業支援計画策定事業についてのちょっと関連になると思うんですけども、もう今まさに各市町村で会議をずっと重ねられてる状況だと思うんですが、私もちょっとこの間、各市町村の策定計画の中身についてちょっとお話を伺ったところ、一つは、各市町村において、いわゆる定員を決める区域を決めるらしいですね。あれはそれぞれの各市町村で決めるということだったんですが。となれば、もちろん地域の実情に合った決め方というのが必要なんだと思うんですけども。やはり県内としていろんな、特に行政区の隣接区域とか、そういったところの調整が必要な部分もあったりすると思うんですけど、そこ辺は県のいわゆる子育て会議としてのいわゆる指示といいますか、方針とかそういったものを出してらっしゃるのか、そこを伺いたいと思います。

○渡邊こども政策課長 今回の御質問でございませうけれども、基本的には市町村ごとということになりますけれども、今、委員がおっしゃいましたとおり、隣接地域ですとかで調整を図る面もいろいろございませうので、そこは県のほうがいろいろと調整を図ってまいりたいということで、市町村のほうと意見交換等を行っているところでございませう。

○二見副委員長 意見交換を行っているところなんでしょうけれども、大体もう行政の計画というか、時期的なスパンを考えると、大体6月にはもう第1回目のそういう計画が出てくるだろうという見通しだというふうにも伺うんですが。となれば、4月ももう後半終わり、5月でもう

各地域もそれぞれ計画をつくり上げる時期だと思うんですよね。今からそういった意見を聴取するとおっしゃってるのか、それとも、ある程度こういう方向性でやってくださいというふうに指示を出していらっしゃるのか、そこ辺はどうなってるんですか。

○渡邊こども政策課長 正直なところ、国からさまざまな通知なり、あるいは新しい制度に移行するに当たりまして、いわゆる公定価格というのが示されることになっております。これが当初は3月あるいは4月頭ということで進んできておったわけでございませうけれども、国からの通知の発出が5月にずれ込むというような状況でございませう。そういう中にありまして、とはいえ、ことしの10月、11月ぐらいからは新しい計画に基づいて園児の募集等を始めなければなりませんので、そういう非常に限られた期間の中で、今後、国のおくれを取り戻すような形で進めていかなければならないと。そういう中で、委員がおっしゃいましたとおり、市町村との連携というのがなかなか難しい状況でございませうけれども、こちらとしても国の情報を的確に早くつかみまして、現在も少ない情報の中ではございませうけれども、市町村と調整を進めております。引き続き、調整、円滑化を進めてまいりたいというふうに思っております。

○二見副委員長 国から出てくる、こっちが主導権を握って進めることでもないので非常に大変だと思うんですけど、これもやはり県内全域、5カ年計画ですから、この計画いかんによって、場合によっては新しい新規事業者とかが入ってくる可能性とかもあるでしょうし、そこ辺の調整が非常に大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう一点、その計画の中で、今の現

行であれば、幼稚園そして保育所ということで、学校教育と保育を必要とするという施設ということで2つに分けられておりますが、今、県のほうでも、この認定こども園に移行するように支援事業もされてるように、幼稚園のほうで大分認定こども園に移行されてるところが非常にふえてますよね。そういった場合に、要するに、この子育て会議で一番大事なことは、保育に欠ける子供たちの大事な教育というもの、この2つの融合だと思うんですよね。保育の必要性の確保、そして、やっぱり小学校に就学する前の幼児教育をしっかりとするということの2点をここで押さえないといけないと思うんですが。

しかし、今度の計画のつくり方を見てみると、いわゆる学校教育を必要としているニーズ調査と、保育を必要としているニーズ調査ということで、いわゆる定員の計画といえますか、そこ辺を分けて設定するようなやり方になってると思うんですが。まず、ちょっとその1点、確認で、そうなっているんですか。全26市町村、計画をつくるんでしょうけれども、そのようになってるということでもよろしいんですかね。

○渡邊こども政策課長 少々お待ちください。——失礼いたしました。新しい制度になりますと、子供を1号から3号まで認定をすることになっております。そういう中で認定区分ごとに定数を定めるということでございます。

○二見副委員長 ということは、やはり今申し上げたように、1号が学校教育を必要とする、2号がその保育を必要とする3歳から5歳、3号がゼロから2歳までというような分け方になると思うんですが、要するに認定こども園になるということは、いわゆる保育機能を充実した施設ということだと思うんですけれども。じゃあ、その1号と2号をどのように区別するのか。

認定こども園は学校教育を必要とするほうにニーズとして認めるといふか、これまでの定員もどのように振り分けるかということも非常に重要なところじゃないかなと思うんですよ。ここ辺の調整というものは、県のほうで、各市町村のほうに何か情報を流すなり、指針を示すなりは何かしてらっしゃるんですか。

○渡邊こども政策課長 その件につきましては、まだ市町村のほうにはお示しをしておりません。

○二見副委員長 しかし、これは定数を決めるというか、今の定員枠の範囲の話でもあると思うんですよね。これというのは、新しくこの事業に対しての部署を設けられての取り組みをされるということですから、まことに本当に時間がない時期だと思いますけれども、これができ上がってしまってからでは非常に遅いことになってしまうと思うんですよ。また、今の保育園そして幼稚園のほうも、これからどうやってこの地域の中で幼児教育・保育を維持していくかということに非常に意識を集中してる時期ですから、そういったところをきちんと情報を整理しながら、また、ある程度、やっぱり県として、市町村によって大きな隔たりがないような方針を出していけるように、ここ辺の県のリーダーシップというか指導力を出していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員 今、この子ども支援の計画書の策定の話がありましたが、ほか、この福祉保健部、いろいろこの計画書があると思うんですよね。これは原案のときから、我々はその都度その都度示されて、我々と協議しながら進めていかれるわけですか。そして、最終案を策定して、我々議会が議決せないかんものは議会の本会議にかけていくと、そういう過程を踏まれてくるん

ですかね。我々の意見がどんどん反映されるあれがあるわけでしょう。

○佐藤福祉保健部長 委員がおっしゃいますとおり、委員の皆さんの御意見というのはもちろん大変重要でございますので、例年ですと、当年度につくるAという計画をつくらせたら、6月の委員会で、まずこういう趣旨で、こういう考え方の計画をこういうスケジュールでつくりますというふうにお示しをした上で、案ができる段階、例えば12月議会の委員会でありませうとか、そういう段階において御説明をし、御意見をいただいて、その上で計画を策定し、もちろん、議会に上程すべき計画については、2月議会において上程をして議会の御審議をいただくと、そういう手続はきちんとやっておりますし、今後ともやってまいりたいというふうにご考えております。

○星原委員 いいですか。なければ1点だけ教えてください。26年度から予算は1.5%ふえるということだったんですが、組織の中で、本庁とこの出先の職員の数の増減はあったもんなんですか、ないんですか。

○長友福祉保健課長 少しお時間をいただきたいと思います。（「難しいかな」と呼ぶ者あり）——職員の数の昨年と今年度の関係でございますが、昨年度に比して、今年度は若干減ってる状況になっております。（「若干って幾ら」と呼ぶ者あり）数的には4名ほど減っております。

○鳥飼委員長 よろしいですか。そのほかにございませんか。

○二見副委員長 済みません、あと最後に、先ほどの続きでもう一点。幼稚園に対して認定こども園に移行するように、いわゆる事業をしてらっしゃいますけれども、先ほど申し上げたように、幼児教育の重要性が今高まっているという

ことで、やはり各保育園においても、幼児教育というものの必要性を認識してもらわないといけないと思うんですよね。これは認定こども園になることがいいとかそういうことじゃなくて、やっぱ保育園として、いろんな各園が自主的に取り組んでいる。しかし、それだけじゃなくて、やっぱり幼稚園では学校教育として、各計画をつくってしっかりと幼児を教育していくというような取り組みもしてるんですよ。そこ辺の指導というものを保育園の側のほうにしてらっしゃるのか。これは幼稚園のほうだけ認定こども園にというふうには、いわゆる保育機能を備えるような進め方をしてますけれども、保育所に対しても、そういった指導の質を上げるというような指導というか、取り組みというものをしてらっしゃるのか、一つお伺いしたいんですが。

○渡邊こども政策課長 幼保連携の推進ということは非常に重要でございますので、教育委員会とも連携を図りながら、保育所におきましても、教育のほうの充実と、そういったことを図るところでございます。

○二見副委員長 なかなかそこが表に見えてこないの、しっかり報告とかいろんな情報提供のほうをよろしくお伺いしたいと思います。

○橋本こども政策局長 来年度から始まりますこの新制度につきましては、保育の量の確保とともに、幼児教育の充実ということで2つの目的がございますので、今後も私どものほうでしっかりと、幼稚園、保育園に対しまして指導していきたいと思っております。

○鳥飼委員長 あとございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終わります。執行部の皆さん、お疲れさ

までした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時34分再開

○鳥飼委員長 それでは、委員会を再開をいたします。

4月16日にありました委員長会議の内容について御報告をいたします。

お手元に委員長会議確認事項という資料があると思いますので、ごらんをいただきたいと思っています。

時間の都合がありますので、主な事項だけ御説明いたします。

まず、1ページをあけてください。

(5) 一番下ですが、閉会中の常任委員会について、定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催をするという内容です。

それから、2ページをお開きください。

(7) 執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求をするという内容でございます。

(8) 常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてですが、本会議で報告する委員長報告については、委員会でその内容を委員長一任と決定していただいた場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長に直接やってくれという内容です。

報告の署名は、委員長のみが行うことになってるということです。

3ページをあけてください。

(12) 調査等につきましては、ア県内調査、イ県外調査、ウ国等への陳情というふうに分か

れております。

まず、アの県内調査についてですが、1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うということでございます。

2点目、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映されれば事足りるということで、後日、回答する旨等の約束はしないということです。

3点目、委員会による調査ですので、単独行動による発着は、できる限り避けていただきたいということです。

4点目、特に必要がある場合には、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるということです。

なお、日程等につきましては、表のとおりでございますが、常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや調査テーマや調査先の関係等により、行程上1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可能というふうになっております。

次に、イの県外調査であります。節度ある調査を行うために、祝日、休日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認をするということになってます。

その他の項目については、目を通して御確認をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

確認事項について、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

26年度の委員会の活動計画(案)について。次に、本年度の委員会調査などの活動計画につ

いて、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)ですが、この案にありますように、県内調査を5月、そして調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいというふうに思っています。

参考までに、お手元の資料として、平成26年度 県内調査候補地と県内・県外調査の実施状況を配付をいたしております。このA3のやつです。

調査先等について何か御意見、御要望がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時52分再開

○鳥飼委員長 委員会を再開をいたします。

それでは、県内の調査の日程、調査先等について、正副委員長に御一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 ほかに何もないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥飼委員長 ありがとうございます。以上をもって閉会をいたします。

午前11時52分閉会